

(別紙)

「遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する承認に先立っての意見募集（パブリック・コメント）」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	【第一種使用規程の承認に反対及び長期影響への懸念】 ・反対。長期の影響不明。 ・非標的昆虫や土壌微生物への累積影響評価は十分か。 ・長期的な生態系影響について、どの程度の期間・条件で評価しているのか。 (全3件)	我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性及び生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとに以下の法令に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。 ・食品としての安全性については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・飼料としての安全性については、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号） ・生物多様性への影響については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。） 遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性） 2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性） 3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） 等の観点から、最新の科学的知見に基づき審査を行い、長期的な影響の可能性を含む生物多様性への影響がないと確認したもののみについて、申請のあった遺伝子組換え農作物の種類ごとに環境中への拡散防止措置を執らないで行う使用等（以下「第一種使用等」という。）に関して定める規程（以下「第一種使用規程」という。）を承認しています。 今回、意見・情報の募集を行った遺伝子組換え農作物についても、申請書類を用いて審査を行い、その際、学識経験者からは、承認申請のあった第一種使用規程に従ってこれらの遺伝子組換え農作物を使用した場合に、長期的な影響を含む生物多様性への影響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当であるとの意見を得ました。この結果を踏まえ、承認申請のあった第一種使用規程に従ってこれらの遺伝子組換え農作物を使用した場合には、生物多様性への影響が生ずるおそれはないと判断したところです。

		申請者は、宿主の生理学的及び生態学的特性、導入された遺伝子の発現によって産生される蛋白質の性質、作用機序等に基づき、評価対象期間を設定することなく、上記１）～３）の観点から生物多様性への影響が生じ得る条件を精査した上で、生物多様性に影響を及ぼすおそれがないことを科学的に評価しており、農林水産省及び環境省は、学識経験者の意見を踏まえ、当該評価の妥当性を確認しています。その際には、土壌微生物相試験等の有害物質の産生性に関する試験、広範な生物種を用いた生物検定等の申請者に課された各種試験結果等を踏まえ、非標的昆虫や土壌微生物への影響も評価されています。 さらに、承認後において、承認時点では予想ができなかった環境の変化又は承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、以下の対応等を執ることとしています。 ① 申請者が、緊急措置計画書に従い、農林水産省及び環境省への速やかな報告を含む生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を執ること。 ② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。
2	【遺伝子組換えダイズとツルマメとの交雑リスクへの懸念】 ・ 在来種、とくにツルマメへの影響評価を強化すべき。ツルマメとの交雑リスクについては、栽培地周辺だけでなく、輸送・保管・加工・廃棄の各段階を含めた長期的なモニタリングが必要です。少なくとも「ツルマメ分布地域における交雑リスク評価」、「港湾、輸送経路、保管施設、加工施設、廃棄場所周辺でのこぼれ種調査」、「翌年以降の発芽確認を含む複数年モニタリング」、「遺伝子組換えダイズとツルマメの交雑個体の有無に関する調査」、「交雑又は逸出が確認された場合の除去、報告、公表、再発防止措置」を求めます。在来種へ	ダイズについては、我が国で交雑可能な近縁野生種としてツルマメのみが知られています。しかし、ダイズとツルマメは双方ともに自殖性植物であり、自然環境下でのダイズとツルマメ間の交雑の可能性は低いと考えられています。例えば、ツルマメの開花期ピーク時において、交雑しやすいようダイズにツルマメが巻き付いた状態とした人工条件下で両者を栽培した場合であってもほとんど交雑しなかったという報告があります。(Mizuguti et al., 2010) 今回、意見・情報の募集を行った遺伝子組換えダイズについても、遺伝子組換えにより付与される形質や産生される蛋白質などが宿主に作用して交雑性を高めるとは考え難いことから、非遺伝子組換えダイズと同様に、ツルマメと交雑する可能性は極めて低いと考えられます。 仮に交雑した場合には、その子孫は各々の系統で付与したチョウ目害虫抵抗性、線虫抵抗性及び除草剤耐性を有すると考えられますが、このような雑種は、以下の理由から我が国の自然条件に適応する可能性が極めて低く、当該雑種及びその後代が自然環境中のツルマメ集団において浸透し、交雑性に起因する生物多様性影響が生ずる可能性は極めて低いと考えられます。 ・ 当該雑種がツルマメ集団に浸透するためには、自然環境中で自生（世代を代えながら生育を繰り返す）

	の影響は、発生後に回復が困難となる可能性があるため、事前評価だけでなく、承認後の継続的監視を制度上明確にすべきです。	返すことをいう。) した上で、ツルマメを駆逐する、又は、ツルマメとの交雑を繰り返す必要があるが、ダイズとツルマメの雑種は、ツルマメと比較して自然環境への適応度が低いこと。 ・ チョウ目昆虫による食害は、ツルマメの種子生産に大きな影響を及ぼさないことを示す知見があり、当該雑種がチョウ目害虫抵抗性を有したとしても、自然環境下でのツルマメに対する競合性を高めないと考えられること。 ・ 抵抗性の作用対象となる標的線虫種は限定される上、ツルマメは当該標的線虫種に対して抵抗性を示す特性を有しているため、寄生されたとしても生育に影響を及ぼすことはなく、ツルマメ集団維持の制限要因にならないことを示す知見があることから、当該雑種が線虫抵抗性を有したとしても、自然環境下でのツルマメに対する競合性を高めないと考えられること。 ・ 自然環境下において除草剤が散布されることは考え難いため、当該雑種が除草剤耐性を有したとしても、自然環境下でのツルマメに対する競合性を高めないと考えられること。 さらに、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換えダイズのこぼれ落ち等に係る実態調査を実施しています。これまでの調査結果から、陸揚げ港近傍の道路沿いで毎年数個体の遺伝子組換えダイズの生育が確認されているものの、同一地点で連続して見つかったり、個体群の数や規模が広がったりはしておらず、世代を繰り返したり、生育範囲を拡大したりしていることはないと考えられます。また、近縁野生種であるツルマメと隣接して生育している事例はなく、交雑個体も発見されていません。調査地点や時期等の詳細については、ホームページ(※)にて公表しています。 また、承認後に、承認時点では予想ができなかった環境の変化又は承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、以下の対応等を執ることとしています。 ① 申請者が、緊急措置計画書に従い、農林水産省及び環境省への速やかな報告を含む生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を執ること。 ② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。 ※ 農林水産省及び環境省が実施した調査結果 ・ 農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html
--	---	--

		・環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査 https://www.biodic.go.jp/bch/natane_1.html
3	【遺伝子組換えトウモロコシのこぼれ種及び非標的生物への影響に対する懸念】 ・遺伝子組換えトウモロコシについても、こぼれ種・非標的生物への影響を軽視すべきではない。害虫抵抗性作物については、標的害虫以外の昆虫、土壤生物、鳥類、周辺生態系への影響を慎重に見る必要があります。また、輸送・保管・廃棄時のこぼれ種が一時的に発芽・生育する可能性もあるため、港湾、飼料工場、加工施設、運搬経路周辺での発生状況を継続的に確認すべきです。	遺伝子組換えトウモロコシを含め、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、カルタヘナ法に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から、最新の科学的知見に基づき審査を行い、御指摘の輸送時等のこぼれ種が発芽・生育した場合の影響や、標的害虫以外の生物種への影響も踏まえ、生物多様性への影響がないと確認した第一種使用規程のみ承認しています。 なお、トウモロコシについては、我が国では自生の報告はなく、また、自然条件下で自生することは難しいことが文献等により知られています。さらに、輸入された飼料用トウモロコシの流通時のこぼれ落ちに由来すると考えられる個体の生育等の実態を農林水産省が調査した結果（※）においても、流通時にこぼれ落ちたトウモロコシの子実が発芽・生育することはあり得るが、こぼれ落ちた子実のうち生育するものはごく一部であることや自生する可能性は低いことを示す結果が得られています。 また、導入された遺伝子の発現によって産生される蛋白質等により害虫抵抗性が付与された遺伝子組換え農作物については、広範な生物種を用いた生物検定等の試験結果に基づき、申請のあった第一種使用規程に従って遺伝子組換え農作物を使用等した場合に、標的害虫以外の生物種を含め生物多様性に影響を及ぼすおそれがないことを申請者が評価し、農林水産省及び環境省が当該評価の妥当性を確認しています。 ※ 農林水産省が実施した「遺伝子組換え植物実態調査」の結果 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html
4	【スタックシステムの形質間の相互作用に伴う影響への懸念】 ・スタックシステムについて、親系統評価の流用に依存しすぎるべきではない。複数の除草剤耐性、害虫抵抗性、線虫抵抗性、収量増加等の形質が重なる場合、単独形質では間	個別に審査、承認済みの遺伝子組換え農作物を2種類以上掛け合わせて育成された系統（以下「スタックシステム」という。）は、親系統に導入された核酸や、その発現により産生される蛋白質等の性質や作用機序によっては、それらの相互作用により、親系統の範囲を超えた特性が新たに付与され、親系統には見られない生物多様性影響をもたらす可能性があるため、そのような意図しない相互作用の有無を特に重視し、審査を行っているところです。

	題が確認されていなくても、複合的・長期的な影響が生じないとは限りません。特に「複数形質の組合せによる生育特性の変化」、「雑草化・越冬・再生の可能性」、「有害物質又は予期しない代謝物の産生可能性」、「害虫・雑草側の抵抗性発達」、「農薬使用体系の変化」、「土壌微生物、昆虫、周辺植生への長期影響」、「国内の気候・土壌・生態系条件下での検証データ」について、国内環境に即した追加的な説明が必要です。「親系統で評価済み」とするだけでなく、スタック系統そのものについて、第三者が検証可能な情報を示すべきです。 (同様の趣旨の御意見 他1件)	今回申請のあったスタック系統の親系統について、いずれも競合における優位性、有害物質の産生性及び交雑性の観点から、長期的な影響の可能性を含む生物多様性への影響がないことを審査し、承認済みです。また、スタック系統で親系統の範囲を超えた特性が新たに付与される可能性についても確認しています。具体的には、親系統の生物多様性影響評価書を用い、生理学的・生態学的特性をはじめ、除草剤耐性・害虫抵抗性・線虫抵抗性の過度な発現の有無、自然条件下での個体間及び世代間での形質発現の安定性等を確認しています。その上で、親系統に導入された核酸が発現する蛋白質ごとの機能や作用機序が独立し互いに影響していないこと等を明らかにし、意図しない相互作用が示されないことを確認しています。 これらの確認結果を踏まえ、今回承認申請のあったスタック系統について、親系統の範囲を超える形質が付与される可能性は低く、親系統が有する形質を併せ持つこと以外に評価すべき形質の特徴はないと考えられたことから、親系統の評価結果に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性及び交雑性の観点から、我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれはないと判断したところです。
5	【農薬使用に伴う影響への懸念】 ・除草剤耐性作物について、農薬使用体系の長期影響を評価すべき。除草剤耐性作物の普及により、特定除草剤への依存、複数除草剤の併用、抵抗性雑草の発生、周辺植生への影響、土壌生物への影響、農薬残留の変化が生じる可能性があります。除草剤耐性形質を持つ遺伝子組換え作物については、「想定される除草剤使用体系」、「使用量及び使用回数の変化見込み」、「抵抗性雑草発生リスク」、「周辺植生及び土壌生態系への影響」、「複数除草剤併用時の環境影響」、「残留農薬評価との関係」、「承認後の農薬使用実態の把握方法」を明	農薬の使用に伴う環境への影響については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の製造、加工又は輸入に係る登録の際、農作物の生育に対する害に関する試験及び土壌、水質、魚類等の環境への影響等に関する様々な試験に係る試験成績に基づき、科学的に評価が行われます。評価の結果、安全性に問題がないと判断した農薬のみを農林水産省が登録しています。登録の際に、使用できる作物及び使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）も併せて定めており、農薬の使用者がこれらを遵守することで農薬の安全性が確保されています。 これまでに、カルタヘナ法に基づく栽培の承認を受けた食用の遺伝子組換え農作物は7作物158系統ありますが、海外での大規模栽培等を前提としたものであり、除草剤耐性を有するか否かにかかわらず、国内で商業的に栽培されているものではありません。今後、仮に除草剤耐性を有する遺伝子組換え農作物が国内で栽培されることに伴い、農薬の使用方法の変更等が必要となった場合は、上記の農薬の安全性を確保するための評価及び管理がなされることとなります。

	確にすべきです。生物多様性評価と農薬リスク評価を完全に切り離すのではなく、除草剤耐性作物の実際の利用形態に即した総合的な評価が必要です。 (同様の趣旨の御意見 他1件)	
6	【食品及び飼料としての安全性審査に関する情報について】 健康影響に関する審査との関係を国民に分かりやすく示すべき。対象作物には、食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬、廃棄等を含むものがあります。本件は環境影響だけでなく、食品としての安全性、飼料としての安全性、畜産物を通じた影響、残留農薬、アレルギー性、毒性、栄養成分、長期摂取への影響とも関係する案件です。「食品安全性審査の有無及び審査状況」、「飼料安全性審査の有無及び審査状況」、「新たに発現するタンパク質の毒性・アレルギー性評価」、「栄養成分、代謝物、既存品種との比較」、「残留農薬基準との関係」、「乳幼児、妊婦、高齢者、基礎疾患を有する者等への配慮」、「長期摂取や複数作物由来の累積的影響に関する考え方」について、分かりやすく整理して公表すべきです。「本件は生物多様性評価であり、食品安全は別制度で評価済み又は評価予定」とするだけでは、国民の理解は十分に得られません。別制度で評価しているのであれば、どの制度で、どの項	遺伝子組換え農作物に関しては、今回意見・情報の募集を行ったカルタヘナ法に基づく生物多様性への影響の審査とは別に、①食品安全基本法及び食品衛生法に基づく食品としての安全性の審査並びに②食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料としての安全性の審査をそれぞれ行った上で、問題のないもののみが輸入、流通等される仕組みになっています。①及び②の審査に関する詳細については、以下のホームページ（※）に掲載されていますので御参照ください。 ※ 食品及び飼料としての安全性に関する情報 - 消費者庁：バイオテクノロジー応用食品 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/bio/ - 内閣府：食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会 https://www.fsc.go.jp/senmon/identsi/index.html - 農林水産省：バイオテクノロジー応用飼料 https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/biofeed_20.html - 農林水産省：農業資材審議会飼料分科会及び遺伝子組換え飼料部会 https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/index.html また、今回意見・情報の募集を行った遺伝子組換え農作物の食品及び飼料としての安全性の審査状況については、各々の審査報告書内の審査データの概要に記載していますので御参照ください。

	目を、どの段階で確認しているのかを明示すべきです。	
7	【審査結果や審査に用いたデータの妥当性】 ・海外で行われた検証データや遺伝子組換え業者による自主検証データを採用せず、独自に厳格な検証を行うことを要望します。	生物多様性影響評価書の作成に際しては、申請者に対して個々の評価項目の各種試験、分析等を課しています。また、審査においては、提出された試験等のデータについて、これまでに得られている科学的知見を踏まえて生物多様性への影響の有無を総合的に判断しています。評価・審査時の根拠として文献の情報を用いる場合も、客観性を担保するため、複数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用しています。 また、カルタヘナ法に基づき、第一種使用規程の承認の申請があった場合には、生物多様性への影響に関する学識経験者の意見を聴くこととなっており、第三者である様々な分野の学識経験者で構成される生物多様性影響評価検討会（以下「検討会」という。）において審議しています。学識経験者の選定に当たっては、種苗開発メーカー等の承認取得について直接的な利害関係がある者からの推薦を受けることはありません。また、審議の公平性・透明性を確保する観点から、検討案件ごとに、参画する委員が申請企業等の役職員に就任している場合、申請者から研究費を受けている場合及び審議の公平性の確保に支障を生じさせる特別な利害関係があると認められる場合には、当該委員は原則として審議に加わらないこととしています。 加えて、検討会において、申請者が提出した生物多様性影響評価書の内容が適切でない、試験等の方法が適当でない、生物多様性への影響を評価するための根拠が不足している、その根拠の客観性が十分に担保されていない等の問題が指摘された場合には、申請者に対し、試験のやり直し、追加試験の実施、データの追加提出等を求めており、必要な試験データを全て取り揃えた上で審査を行っています。その上で、検討会における学識経験者の専門的な知見、経験等に基づく意見を踏まえて第一種使用規程の承認の可否を判断しています。 具体的な評価項目及び審査結果の詳細については、使用した審査データ、引用文献、個々の統計処理の内容などを含め各審査報告書で公開しておりますので御参照ください。
8	【審査に用いたデータ等の開示及び審査の透明性確保】 ・非開示情報を最小限にし、第三者検証可能	生物多様性影響評価書の作成に際しては、申請者に対して個々の評価項目の各種試験、分析等を課しています。また、審査においては、提出された試験等のデータについて、これまでに得られている科学的知見を踏まえて生物多様性への影響の有無を総合的に判断しています。評価・審査時の根拠と

	性を高めるべき。営業秘密に該当する部分を除き、「導入遺伝子及び発現タンパク質の概要」、「発現量及び部位別発現データ」、「比較対象とした非組換え品種」、「生育特性、繁殖特性、雑草性に関するデータ」、「有害物質産生性に関するデータ」、「交雑性に関するデータ」、「食品・飼料安全性評価との関係」、「承認後の管理・監視計画」の情報は可能な限り公開すべきです。国民の理解を得るためには、「専門家が評価したから安全」という説明だけでなく、第三者が検証可能な透明性が必要です。	して文献の情報を用いる場合も、客観性を担保するため、複数の研究者の査読を受けた公表論文を主として引用しています。 承認申請及び審査の過程で申請者から提出されたこれらのデータ等については、企業の知的財産等が含まれるものを除くものの、非開示情報を最小限にした形で、緊急措置計画書やモニタリング計画書とともに公開しています。詳しくは審査報告書を御参照ください。 また、検討会における審議のプロセスや結果についても、企業の知的財産等が含まれるものを非公開とした上で、可能な限り公表しています（※１）。 あわせて、生物多様性影響評価書や学識経験者の意見は、過去のものも含め、日本版バイオセーフティクリアリングハウスのホームページ（※２）に掲載することで広く情報提供しています。 ※１ 生物多様性影響評価検討会 総合検討会の概要 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/committee/diversity/top.htm ※２ 日本版バイオセーフティクリアリングハウス https://www.biodic.go.jp/bch/
9	【承認後の実態把握及び見直し】 承認後のモニタリング、事故報告、情報公開を義務化すべき。生物多様性への影響は、承認前の書面評価だけで完全に予測できるものではありません。特に、複数形質を持つスタック系統や除草剤耐性作物については、承認後の実際の利用状況を継続的に把握することが重要です。承認後には、「栽培地、輸送経路、港湾、保管施設、加工施設、廃棄場所周辺のモニタリング」、「こぼれ種の発芽・生育調査」、「ツルマメ等の近縁野生種との交雑調査」、「害虫抵抗性作物に関する非標的生物調査」、「除草剤耐性雑草の発生状況調査」、「誤	カルタヘナ法に基づく第一種使用規程の承認について、承認後に生物多様性への影響が生じる可能性が示唆された場合には、承認申請時にあらかじめ作成していた緊急措置計画書に従い、このことを速やかに農林水産大臣及び環境大臣に報告することとしています。 また、隔離ほ場試験の承認取得者に対し、花粉が拡散する範囲内に影響を受ける可能性のある野生動植物等が生育又は生息している場合は、その範囲を含む範囲内におけるモニタリングを義務付けています。 さらに、承認後において、承認時点では予想ができなかった環境の変化又は承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、以下の対応等を執ることとしています。 ① 申請者が、緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を執ること。 ② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

	搬入、逸出、交雑確認時の報告義務」、「モニタリング結果の定期公表」、「第三者又は自治体が確認できる情報公開」の仕組みを設けるべきです。承認は一度出して終わりではなく、承認後の実態把握と見直しを前提とすべきです。 ・中長期的な経過観察が必要だと思います。 (全2件)	また、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係る実態調査を実施しています。例えば、遺伝子組換えダイズの種子のこぼれ落ちについては、これまでの調査結果から、陸揚げ港近傍の道路沿いで毎年数個体の遺伝子組換えダイズの生育が確認されているものの、同一地点で連続して見つかったり、個体群の数や規模が広がったりはしておらず、世代を繰り返したり、生育範囲を拡大したりしていることはないと考えられます。また、調査結果の中では、ダイズの近縁野生種であるツルマメと隣接して生育している事例はなく、交雑個体も発見されていません。調査地点や時期等の詳細については、ホームページ（※）にて公表しています。 ※ 農林水産省及び環境省が実施した調査結果 ・農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html ・環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査 https://www.biodic.go.jp/bch/natane_1.html
10	【理解しやすい資料の提供】 ・一括意見募集ではなく、案件ごとの論点整理を示すべき。複数の企業、複数の作物、複数の形質を持つ遺伝子組換え農作物が一括して意見募集されています。国民や農業者が適切に意見を提出できるよう、「作物ごとの対象系統一覧」、「導入形質ごとのリスク論点」、「国内栽培の有無」、「食用・飼料用使用の有無」、「近縁野生種との交雑可能性」、「想定される農薬使用体系」、「食品・飼料安全性審査との関係」、「承認後モニタリングの有無」、「学識経験者の主な確認事項」のような整理資料を作成すべきです。専門的な申請資料をそのまま提示するだけでなく、一般	農林水産省では、遺伝子組換え農作物の審査が終了した後に、意見・情報の募集（パブリック・コメント）を行っています。意見・情報の募集は、審査が終了した遺伝子組換え農作物の審査結果について一括して行っていますが、その際には、遺伝子組換え農作物ごとに審査報告書を作成しています。また、各審査報告書の「審査の概要」において、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の観点ごとに整理して評価の結果を記載しています。あわせて、審査報告書においては、「審査参考資料」として、審査に使用したデータを、緊急措置計画書やモニタリング計画書とともに整理しています。御指摘の情報の多くを審査報告書に記載していますが、その内容について、御理解いただきやすい内容となるよう、今後とも努めてまいります。 この他、国民の皆様の理解に資するよう、日本版バイオセーフティクリアリングハウスや農林水産省のホームページ（※）において、カルタヘナ法の概要、承認状況、宿主情報、遺伝子組換え植物実態調査等の幅広い情報を掲載するとともに、その内容について充実に努めているところです。 多くの方々にとって分かりやすい内容となるよう、今後もより一層工夫していきたいと考えています。

	の国民にも理解できる概要資料と論点表を併せて公表すべきです。	※ 関連ホームページ ・ 日本版バイオセーフティクリアリングハウス https://www.biodic.go.jp/bch/ ・ 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html
その他		本意見・情報募集の対象ではありませんが、上記の御意見に加えて以下の御意見がありました。 ・ 動物の殺処分について 1 件 ・ PFAS（炭素とフッ素の結合を特徴とする難分解性の人工化学物質群）の環境影響について 1 件

※ 今回意見公募手続に付した遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果に関する御意見について、その回答を掲載しています。

※ 上記の意見内訳は延べ件数です。重複する御意見があるため、その合計数と意見提出数は一致しません。